(仮称) 中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例案に盛り込む べき主な事項

1 前文

区は、中野区ユニバーサルデザイン推進条例を制定し、障害者を含む全ての区民が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加するとともに、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会の実現を目指しています。

そのためには、障害者がそれぞれの障害の特性に応じた手段により情報を取得し、円滑に意思疎通ができる権利が守られなくてはなりません。また、そのような環境づくりを進めていくことが必要です。

このことによって、障害者が、その障害の特性に応じて必要な意思疎通手段が常に得られ、全ての区民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

- 区は、平成30年4月に中野区ユニバーサルデザイン推進条例を制定し、全ての人が、自らの意思により、自立して活動し、自己実現できる環境を段階的かつ継続的に整備することとしています。
- この取組をさらに推進するため、区は、障害者が、障害の有無に関わらず情報を取得し、意思疎通を行うことのできる権利を守り、また、その環境を整備しなければならないと考えています。
- 区は、多様な障害の特性に応じた意思疎通手段が確保され、全ての区民が相 互に人格と個性を尊重し合えるような社会の実現に向けて、(仮称)中野区障害 者の多様な意思疎通の促進に関する条例を制定します。

2 目的

この条例は、障害者の多様な意思疎通の促進に関する基本理念を定め、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにするとともに、区の施策推進の基本方針を定め、もって全ての区民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(説明)

- 障害者の多様な意思疎通手段を確保するためには、第一にその基本理念を明らかにし、区、区民、事業者の3者で共有することが重要と考えます。
- さらに、区の施策の基本方針を明確にし、区はその責務を、区民・事業者は その役割をそれぞれ自覚して取り組むことで、効果的な推進が図られると考え ます。

3 定義

- (1) 「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 「意思疎通手段」とは、手話、要約筆記、点字、筆談、触手話、指点字、音声、絵図、平易な表現、代筆及び代読その他障害者が日常生活及び社会生活において必要とする意思疎通の手段をいう。

(説明)

○ この条例において、「障害者」及び「意思疎通手段」という言葉については共 通認識が必要であると考え、定義しました。

4 基本理念

- (1) 障害者がそれぞれの障害の特性に応じた手段により情報を取得し、適切な 意思疎通手段を選択しやすい環境の整備の推進
- (2) 障害者の意思疎通の権利が守られ、障害の有無に関わらず全ての人が互い に人格及び個性を尊重する地域社会づくりの推進

- 条例の目的を達成するためには、意思疎通が困難な障害者に対し、その多様 な障害特性に応じて必要な手段が確保できる環境が必要です。
- また、障害の有無によって分け隔てられることのないよう意思疎通の権利が 守られ、全ての人が互いに人格と個性を尊重する地域社会の構築を推進させる ことが重要と考えます。

5 区の責務

区は、基本理念に基づき、多様な意思疎通手段の普及促進に関する施策を推進するものとする。

(説明)

○ 条例の目的を実現するために、区は、障害者が、その多様な障害特性に応じて必要となる意思疎通手段の普及促進に関する義務を負っていると考えます。

6 区民の役割

区民は、基本理念に対する理解を深め、多様な意思疎通手段の普及促進に関する 区の施策に協力するよう努めるものとする。

(説明)

- 区が施策を進めるだけでなく、基本理念に対して、区民一人ひとりが理解を 深めてゆく必要があります。
- また、条例の目的を達成するためには、区民による区の施策への協力が重要 であると考えます。

7 事業者の役割

事業者は、基本理念に対する理解を深め、多様な意思疎通手段の普及促進に関する区の施策に協力するよう努めるものとする。

- 事業者は、施設、商品及びサービスの提供等を通じて、意思疎通が困難な障害者が日常生活及び社会生活を営むうえでの、様々な場面で関わりを持ちます。
- 事業者もまた、基本理念に対して理解を深めることが必要です。
- また、条例の目的を達成するためには、事業者による区の施策への協力も重要であると考えます。

8 施策の推進の基本方針

区は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たり必要な場合は、障害者、支援者その他の関係者の意見を聴取するものとする。

- (1) 多様な意思疎通手段に関する理解の促進に関する施策
- (2) 多様な意思疎通手段が容易に利用できる環境整備に関する施策
- (3) 意思疎通支援者の養成に関する施策
- (4) その他、この条例の目的を達成するために区長が必要と認める施策区は、前述の拡策の推進に当たっては、暗害者其本法(昭和4.5年法律等 8

区は、前述の施策の推進に当たっては、障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第11条第3項の規定により区が策定する計画及び障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律(平成11年法律第123号)第88条第1項の 規定により区が定める計画において、基本的な方針を定めるものとする。

- 条例の目的の達成のために区が推進するべき施策としては、多様な意思疎通 手段に関する理解の促進や、意思疎通が円滑に行える様々な機材の整備等によ る環境づくり、意思疎通を支援する人材の育成等が必要であると考えます。
- また、施策の推進に当たっては、障害当事者や支援者、関係団体、関係機関 等の意見を聴取し、反映させていくことが重要だと考えます。
- 区は、中野区健康福祉総合推進計画における障害者計画(※1)及び障害福祉計画(※2)において、施策推進の基本的な方針を定めます。
- (※1) 障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第11条第3項の規定により区 が策定する計画
- (※2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成11 年法律第123号)第88条第1項の規定により区が策定する計画